

佐賀のへそ・ふれあい交流センター

(愛称：「ネイブル」)

指定管理者募集要項

平成29年9月

佐賀県 江北町教育委員会

佐賀のへそ・ふれあい交流センター（愛称：「ネイブル」）指定管理者募集要項

目 次

1	趣旨	2
2	施設概要等	
	（1）名称	
	（2）所在地	
	（3）開館日	
	（4）開館時間	
	（5）休館日	
	（6）施設の概要	
3	指定管理者が行う業務及び負担	3
4	指定管理者が管理運営を行う期間	
5	自主事業の提案	
6	管理運営業務に係る経費	4
7	指定管理料	
8	応募資格	
9	応募方法	5
10	現地説明会の開催	6
11	質疑応答	7
12	選定審査	
13	失格	
14	指定管理者候補の選定及び仮協定	8
15	議会の議決	
16	協定の締結	
17	スケジュール	9
18	その他の留意事項	
19	問合せ先	

佐賀のへそ・ふれあい交流センター指定管理者募集要項

1 趣旨

江北町では、佐賀のへそ・ふれあい交流センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を、効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項、江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び佐賀のへそ・ふれあい交流センター設置条例第3条及び第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

センターの管理運営にあたっては、佐賀のへそ・ふれあい交流センター設置条例の設置目的である町民の文化の向上と健康の増進に寄与することを運営方針とします。

関係条例等

- ・江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第9号）
- ・江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第4号）
- ・佐賀のへそ・ふれあい交流センター設置条例（平成15年条例第16号）
- ・佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例（平成15年条例第17号）
- ・佐賀のへそ・ふれあい交流センター管理規則（平成15年教委規則第2号）

2 施設概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 佐賀のへそ・ふれあい交流センター(愛称:「ネイブル」) |
| (2) 所在地 | 佐賀県杵島郡江北町大字山口1334番地 |
| (3) 開館日 | 平成15年10月1日 |
| (4) 開館時間 | 午前8時30分から午後10時までとする。(図書コーナー及び情報コーナーについては、午前10時から午後6時までとする。) |
| (5) 休館日 | 12月28日から翌年の1月4日までの日とする。(図書コーナー及び情報コーナーについては、前述の日及び月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日に当たる場合は、その翌日)とする。) |
| (6) 施設の概要 | |
| ① 敷地 | 面積 11,203 m ² |
| ② 建物 | |
| 【構造】 | 鉄筋コンクリート造2階建(保健センター部分は1階建) |
| 【延床面積】 | 施設全体・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,333 m ² |
| | ○コミュニティセンター・・・・・・・・・・1,521 m ² |
| | 図書室・情報コーナー 358 m ² |
| | 学習室(小) 定員20名 51 m ² |
| | 学習室(大) 定員60名 98 m ² |
| | 調理実習室 定員30名 74 m ² |

教養室（和室）		36 m ²
パソコン教室	定員 17 名	53 m ²
ホワイエ		246 m ²
事務室		45 m ²
○多目的ホール	・・・・・・・・・・・・・・・・	2, 228 m ²
多目的ホール（アリーナ）		1, 445 m ²
ステージ		187 m ²
○保健センター	・・・・・・・・・・・・・・・・	584 m ²
集団指導室	定員 100 名	186 m ²

※ 保健センターについては、集団指導室の貸館業務のみ指定管理者の業務となります。

- 【駐 車 場】 180台
- 【竣 工】 平成15年9月
- 【備 品】 別紙1のとおり

3 指定管理者が行う業務及び負担

(1) 業務の範囲等

業務の範囲及び管理の基準等については、「指定管理者業務仕様書」を参照してください。なお、業務の一部は、他の事業者に委託できるものとしますが、業務の全部を第三者に委託し、また請け負わせることはできません。

(2) 管理運営業務に関し、江北町が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、江北町は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行するものとします。

- ア. 施設の大規模改修費
- イ. その他協議により定める事項

(3) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

指定管理者は、センターの施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、江北町の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

(4) 町と指定管理者の責任分担（リスク分担）

町と指定管理者の責任分担については、別紙2「リスク分担の基本方針」のとおりとします。

4 指定管理者が管理運営を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とします。

5 自主事業の提案

- (1) 自主事業は、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、実施する事業です。施設の利用の促進と町民サービスの向上を図るために、日常の業務に支障がない範囲で効果的かつ効率的な自主事業を実施してください。
- (2) 自主事業の実施にあたっては、施設を有効的に活用してください。

- (3) 自主事業の提案は、自主事業計画書提出により行ってください。
- (4) 提案された自主事業の内容は、事前に協議を行うこととします。

6 管理運営業務に係る経費

- (1) 支出
 - ① 人件費（常勤の職員6名程度。給与、賞与、法定福利費等）
 - ② 事務費（消耗品費、印刷製本費、保険料、通信運搬費等）
 - ③ 事業費（図書費、自主事業に要する経費）
 - ④ 管理費（光熱水費等管理費、修繕費、保守管理委託料、リース料等）
- (2) 収入（指定管理者の収入）
 - ① 使用料収入（利用者が支払うセンター使用料及び駐車場料金）
 - ② その他（自主事業収入、目的外収入（物販や広告掲載等））
- (3) 経費に関する協議
指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出された収支予算書を踏まえ、江北町と指定管理者との間で協議します。
- (4) 管理口座・区分会計
入出金の管理は、企業・団体の口座とは別途の独立に口座を設定して管理してください。また、会計等の帳簿等も独立したものにするものとします。

7 指定管理料

- (1) 町からの指定管理料（委託料）の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うに当たって、町が適正であると認める金額の範囲内とします。具体的な金額については、申請者から提出いただく事業計画や収支計画書などの内容も踏まえつつ、それまでの運営実績やその時点での町の財政状況なども総合的に考慮しながら、指定管理者とも協議・検討のうえ毎年度ごとに締結する協定書で定めるものとします。
今回指定する期間（3年間）における指定管理料の合計額の上限は、87,000千円とします。ただし、年額の上限は29,000千円です。ただし、いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額です。）
- (2) 指定管理料は、会計年度ごとに支払うものとします。支払方法については、協定に定めるところにより、分割して支払うことができるものとします。
- (3) 指定管理の各年度末決算時において管理運営経費、使用料金収入予定額に過不足が生じた場合でも、原則として清算は行いません。

8 応募資格

管理業務を履行できる能力があると認められる佐賀県に本店を有する法人又は佐賀県内のその他の団体（個人は除く）とします。ただし、次のいずれかに該当する法人は、応募者となることができません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消されたことがある者
- (2) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者
- (3) 団体又はその代表者が、町税その他の納付義務を履行していない者

- (4) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等及びそれらの利益となる活動を行う者

9 応募方法

(1) 提出書類

申請は、指定申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して提出ください。

- ① 法人登記簿の全部事項証明書（法人の場合）若しくは団体の概要（非法人の場合）
- ② 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ③ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- ④ 申立書（様式第2号）
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）、または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- ⑥ 佐賀のへそ・ふれあい交流センターに関する事業計画書（様式第3号）
 - ア. 管理運営を行うにあたっての経営方針について
 - イ. 安全・安心の面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について
 - ウ. 施設の管理について
 - エ. 施設の運営について
 - オ. 個人情報保護の措置について
 - カ. 緊急時の対策について
 - キ. 団体の基本理念について
 - ク. 自主事業計画書
 - ケ. その他
- ⑦ 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの管理に関する収支計画書（様式第4号）

※ 年度毎に3年分作成する
- ⑧ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動を行っている団体のみ）
- ⑨ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ）
- ⑩ 前事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動を行っている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- ⑪ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ⑫ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について、記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑬ 申請者の市民活動に関する実績及び実施計画の内容がわかる書類（実施している場合のみ）

(2) 提出部数

- ① 正本 1部
- ② 副本 9部（複写可）

提出部数は、正本・副本合わせて10部提出してください。作成した各書類には団体名を明記の上、正本は袋綴じし、副本はそれぞれをホチキスで左綴じし、必ずページを記入してください。

(3) 書類の規格等

- ① 所定の様式を使用して作成してください
- ② 他の機関から交付される証明書等を除き、書類は、A4版縦使い横書きの文章としてパソコン

ン又はワープロで作成してください。作成にあたり基本的に手書きは、不可とします。

(4) 提出方法及び期限

- ① 提出方法 郵送又は持参により提出してください。
- ② 提出期限 平成29年9月29日(金)から平成29年10月20日(金)まで
最終日の10月20日は午後5時までに必着

※ 郵送の場合は、書留郵便とし、上記提出期限内に必着とします。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(5) 提出先

江北町教育委員会 こども教育課生涯学習係
〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1

(6) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 平成29年9月1日(金)から平成29年10月20日(金)まで
- ② 配布場所 江北町教育委員会 こども教育課生涯学習係
(月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで)
- ③ 配布物 募集要項、指定管理者業務仕様書 等

※ 募集要項等の書類は江北町ホームページからダウンロードしてください。

(7) 追加資料の提出

町が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。

(8) 留意事項

- ① 提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。
- ② 受付後の指定管理者指定申請書等の関係書類の訂正、修正、再提出等は、提出期限内であれば来庁しての書類の訂正、差替えは認めます。
- ③ 申請書類は、理由の如何を問わず(申請辞退を含む)返却しません。

(9) 応募に係る費用

応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施、その他応募に要する経費については、すべて応募者の負担とします。

10 現地説明会の開催

次のとおり施設の現地説明会を開催します。

※ 現地説明会に参加されない場合は、原則として指定管理者の申請はできません。

- (1) 日 時 平成29年9月29日(金) 午後2時から
- (2) 場 所 佐賀のへそ・ふれあい交流センター(愛称:ネイブル)
佐賀県杵島郡江北町大字山口1334番地
TEL 0952-71-6321
- (3) 申込方法 指定管理者現地説明会参加申込書(別添1)により必要事項を記入のうえ、平成29年9月28日(木)午後5時までに持参、FAXまたは郵送にて、江北町教育委員会 こども教育課生涯学習係まで申し込んでください。
- (4) その他 現地説明会への参加人数は、各団体2名以内とします。
必要書類(募集要項・指定管理者業務仕様書 等)は、参加団体が事前に用意し当日持参してください。また、現地説明会以外の日に来館することは制限

しませんが、案内や質問等の受付は一切行いません。

11 質疑応答

(1) 質問

企画立案に際しての質問は、募集に係る質問書(別添2)で次のとおり行ってください。

① 提出期限

平成29年9月29日(金)から平成29年10月6日(金)正午まで

持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※ 電話や来訪又は既定の様式以外による質問は、受け付けません。

② 提出方法

質問書は、FAX、eメール、郵送又は持参の方法で1部を提出してください。

上記の提出期限までに到着したもののみ回答します。受付に関するトラブルを回避するため、必ず電話にて受領の確認を行ってください。

③ 送付先

FAX 0952-86-2130

e-mail hideaki-nishimura@town.kouhoku.lg.jp

郵送 〒849-0592

佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1

江北町教育委員会 こども教育課生涯学習係

担当 西村

(2) 回答

質問に対する回答は、平成29年10月6日(金)までに、質問者に対して文章にて回答するとともに、応募者間の公平を期すため、応募者全員に公開いたします。

12 選定審査

提出書類及びプレゼンテーションにより、選定委員7名で選定します。プレゼンテーションでの説明の時間は、1応募者あたり30分程度を予定しています。又、プレゼンテーション後にヒアリングを行います。日程については後日応募者に連絡します。

審査項目については、江北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定より、別途、「指定管理者候補選定基準表」に基づき審査を行います

13 失格

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは選定委員等に対して、公平性を損なうような接触をしたことが認められた場合。

14 指定管理者候補の選定及び仮協定

総合的な評価を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補として選定します。また、候補者選定結果は、応募者全員に通知いたします。選定された指定管理者候補と町で仮協定を締結します。

15 議会の議決

仮協定後、指定管理者候補を議会の議決を経て指定管理者として指定します。

16 協定の締結

指定管理者の指定後に、町と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を締結します。また、各年度当初に「年度協定」を締結します。

なお、協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義を生じた場合は、改めて協議します。

(1) 基本協定の主な内容

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理運営業務の内容に関する事項
- ③ 事業計画等に関する事項
- ④ 緊急時の対応に関する事項
- ⑤ 情報管理に関する事項
- ⑥ 備品等の取扱いに関する事項
- ⑦ 業務報告に関する事項
- ⑧ 指定の取り消しに関する事項
- ⑨ 業務の改善勧告に関する事項
- ⑩ 指定管理料に関する事項
- ⑪ 利用料金に関する事項
- ⑫ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑬ 指定期間の満了に関する事項
- ⑭ その他

(2) 年度協定の主な内容

- ① 業務内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他

※ なお、本協定書を締結する前に、指定管理者候補の選定後に仮協定書を締結します。

17 スケジュール

指定管理者の指定のスケジュールは、おおむね次の通りです。

項 目	期 日
募集の公表	9月1日（広報等に掲載）
募集要項等の配布の時期	9月1日～10月20日
応募書類の受付時期	9月29日～10月20日
施設現地説明会	9月29日（金）午後2時～
質問受付及び回答時期	9月29日～10月6日
指定管理者候補の選定	11月上旬
指定議案の提案	12月定例会
協定の締結・業務開始の準備	1月中旬

18 その他の留意事項

- (1) 応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 提出いただいた書類は、江北町個人情報保護条例（平成17年条例第35号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 指定管理者として指定した後、指定期間前に、センター所長就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間センターにて研修及び事務・事業の引継ぎを行います。
- (4) 当該施設の管理運営に伴い、受託者には、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。また、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税は、原則、課税対象となります。さらに、町が支払う指定管理料は、原則、消費税の対象となります。

19 問合せ先

江北町教育委員会 こども教育課生涯学習係

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1

TEL 0952-86-5623 FAX 0952-86-2130

E-MAIL hideaki-nishimura@town.kouhoku.lg.jp 担当 西村